

CFOのリスクマネジメント

不正および誤謬防止のための

内部統制の構築

今後適用となる会計基準との関連において

今回は、財務報告に係る内部統制において、財務諸表の虚偽表示の原因となる不正および誤謬の防止のためにどのような点に注意しなければならぬのかということについて、今後適用となる「棚卸資産の評価に関する会計基準」以下、「棚卸資産会計基準」と関連させて具体的に考えてみる。

会計基準の適用と不正および誤謬

会計基準（特に新たな会計基準）の適用に関しては、誤謬のリスクが非常に大きい。「会計基準の要請の的確な把握」「会計基準で要請さ

れている見積項目の具体的な見積方法の確立」「会計基準の適用対象となる取引や情報の網羅的な把握」など、内部統制の構築にあたり、単に業務プロセスにおいて処理の正確性を確保する場合は異なり、会計処理に必要な事項の検討が必要となる。このような事項への対応が十分でない場合には、誤謬のリスクが発生する可能性が非常に高くなる。会計基準の適用に関して誤謬が発生しているような場合には、それに企業自らが気づくことはまれであろう。それゆえ、監査人によって会計処理の誤りとしては、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第八二号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」における重要な欠陥の例示「企業の内部統制により識別できなかった財務諸表の重要な虚偽記載を監査人が検出した場合」に該当するため、財務報告に係る内部統制に重要な欠陥があると判断される可能性が非常に高くなるのである。以下では、内部統制報告制度の適用と同時期（二〇〇九年三月期決算）に適用となる「棚卸資産会計基準」を例に、不正および誤謬を防止するために具体的にどのような点に注意する必要があるのかということについて考えてみたい。

「棚卸資産会計基準」について

「棚卸資産会計基準」では、棚卸資産の収益性が低下した場合（品質低下・陳腐化、正味売却価額が帳簿価額を下回るなどの場合に、回収可能価額まで帳簿価額を引き下げること）を要求している。原価法は適用できなくなるのである。原価法の下でも品質低下・陳腐化評価損や時価が著しく下落した場合の強制評価減の計上は求められているが、棚卸資産の処分に伴って処分損として計上されるケースも多かったのではないかとと思われる。そして、これらの評価損は、品質低下・陳腐化評価損のうち原価性を有するものと認められるものを除き、営業外費用や特別損失として処理されている。ところが、「棚卸資産会計基準」の下では、原則として売上原価（または製造原価）として処理されるので、売上総利益および営業利益に影響することとなる。

「棚卸資産会計基準」の適用後は、棚卸資産の収益性の低下を適時に把握し、評価損の計上を行わなければならない。時系列的には収益性の低下という経済事実が先に起こり、その後、棚卸資産の処分が行われるので、通常、評価損の計上が先行する。処分損は、評価損の計上時に見積もられた回収可能価額と実際

の処分価額の差額として計上されるから、評価損の計上が適切に行われていれば、棚卸資産の処分が行われる時点で多額の処分損が計上されることは考えにくい。収益性の低下という経済事実の把握が適時適切に行われるかどうかということが最も重要となるのである。

「棚卸資産会計基準」の適用に当たってのリスク

「棚卸資産会計基準」の適用に当たって、不正および誤謬の観点から、企業は以下のようなリスクを新たに持つことを留意すべきである。

①「棚卸資産会計基準」の要請事項を適切に把握していないため、収益性の低下に基づく評価損を計上していたとしても、会計処理が必ずしも適切に行われたものとはいえない。

②「棚卸資産会計基準」で要請されている見積項目や判断を要する項目について、具体的な見積方法や判断基準が決められていない。

③各事業部の業績評価が損益のみを重視しているため、事業部では評価損の計上時期を操作したいという願望があり、収益性の低下を把握していても当該情報が高時に報告されない。

④棚卸資産の会計処理を低価法によって行っていた企業は特に注意が必要である。「棚卸資産会計基準」が定められるまで、我が国においては、棚卸資産の評価についての会計基準は存在しなかったためであり、連続意見書や税法などを参考にして低価法評価損の計上が行われて

きたものと考えられる。「棚卸資産会計基準」においては、正味売却価額の考え方、正味売却価額が観察できない場合の対応、収益性の低下を判断する単位など、さまざまな要件が規定されており、従来から実務において行われてきた棚卸資産評価の会計処理とは必ずしも整合しないものもあると考えられる。「棚卸資産会計基準」に従った棚卸資産の評価が求められるのである。

②「棚卸資産会計基準」では、正味売却価額を帳簿価額と比較して、正味売却価額が帳簿価額を下回る場合に、その差額を評価損として計上することを求めている。正味売却価額は売却市場の時価から見積追加製造原価および見積販売直接経費を控除したものであり、時価や見積追加製造原価等をどのように把握・計算するのか、ということ具体的に決める必要がある。また、売却市場の時価が観察できないときには、合理的に算定された価額（期末前後での販売実績に基づく価額、契約により取り決められた一定の売価など）を売価とすることが求められている。合理的に算定された価額による場合、棚卸資産ごとに具体的な判断基準が明確に決められていないと適切な判断ができなくなるので注意が必要だ。そして、定められた見積方法や判断基準に従って、適切かつ適時に情報を収集するプロセスを構築し、運用する必要がある。

③業績評価の指標が損益指標に偏っているよ

うな場合、評価損が営業利益に直接影響するとなると、業績が良くなるまで評価損の計上を先送りし、棚卸資産の処分に伴って損失を処理することが行われることも考えられる。このような場合、棚卸資産残高の水準なども業績評価に加味することも考えられるし、棚卸資産の種類ごとに適切な回転期間を算定し、それとの比較を行うなどのモニタリングの導入や実施棚卸には必ず管理部門が参加し、品質低下や陳腐化した棚卸資産の有無を検証する、といった内部統制の整備運用が不可欠となるであろう。

おわりに

今後、さまざまな会計基準の導入が予定されているが、従来と大きく異なるのは、財務報告に係る内部統制報告制度の下で新たな会計基準の導入に取組む必要があるということである。従来であれば、会計基準の適用プロセスに多少誤りがあっても最終的な数値さえ修正されていれば問題なかったが、今後は、会計基準の適用プロセスそのものが適切に整備・運用されていなければ、財務報告に係る内部統制報告制度においては問題となる重要な欠陥となる可能性がある」というリスクを認識して対応することが必要である。それは、経理部門のみならず全社的な広がりをもつ対応しなければならないことを意味しており、従来以上にCFOのリーダーシップが求められるであろう。